

公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク

文書管理規程

(目的)

第1条 この規程は、事務局規程第10条の規定に基づき、公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク（以下、当財団と言う。）における文書の取扱いを定め、事務を正確かつ効率的に処理することを目的とする。

(文書の定義)

第2条 この規程において、文書とは当財団の業務上必要に応じて作成し、収集し、また当財団以外に提出するすべての文書（紙媒体および当財団内外のサーバー、端末P Cならびにその他記憶媒体に記録された電子データ等で、第10条に定める「別表1」の文書保存期間基準表に掲げるものを含む）をいう。

(事務処理の原則)

第3条 当財団の事務は、原則として文書により処理するものとする。

2 文書によらないで処理した場合、必要に応じて直ちに文書を作成し、事後に支障のないようにしなければならない。

(取扱いの原則)

第4条 文書の取扱いは、責任を明らかにして正確かつ迅速に行うとともに、常に整理し、その所在を明らかにしておかなければならない。

(文書管理責任者及び文書管理担当者)

第5条 文書管理を統括する者として文書管理責任者を置く。文書管理責任者は、総務部長が担う。

2 文書の受付、配布、回付および整理保存等を担当する者として文書管理担当者を置く。

(決裁手続き)

第6条 文書の起案は、事務局規程第7条から第9条の定めにより行うものとする。

2 起案文書は、(様式1)「決裁伺書」を用いて、決裁手続きをとるものとする。

3 既決伺書は、総務部で、担当部署・申請月日・決裁月日等を記載し保管する。

(受信文書)

第7条 当財団に到着した文書（以下「受信文書」という。）は、文書管理担当者において受付けるものとし、文書管理担当者以外において受取ったときは、速やかに文書管理担当者に回付しなければならない。

2 文書管理担当者は、受信文書に受付印を押印する。ただし、許可書等押印することが適当でないものは、この限りでない。

3 前項の規定により受付印を押印した受信文書については、「文書受信簿」に登録する。

（外部発信文書）

第8条 当財団外に発信する文書（以下「発信文書」という。ただし、軽易な文書は除く。）は、決裁権者である理事長の決裁を受けて発信する。

2 発信文書については、原則として発信番号及び発信日付を記載し「文書発信簿」に登録する。

3 前項の規定による発信は、「徳勤福ネ発」として、年度ごとの一連の番号を記入する。

（整理及び保管）

第9条 文書の整理保管は、原則として総務部において行う。

（保存期間）

第10条 文書の保存期間は、「別表1」の文書保存期間基準表による。ただし、関係法規により保存年限が定められている文書は、当該法規による。

2 前項の保存期間は、処理を終えた年度の翌年度から起算する。

（廃棄）

第11条 保存期間を経過した文書は廃棄する。ただし、理事長が引続き保存する必要があると認めたものはこの限りではない。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2025年9月16日から施行する。

別表 1 (文書保存期間基準表)

保存期間	分 類	文書の種類	根拠法令他
永 久	法人	重要な承認、届出、報告書等に関する文書	
		行政庁等による検査または命令に関する文書	
		理事会・評議員会等の議事録	一般法 10 年
		登記に関する文書	
		定款、規程等に関する文書	
		重要な報告書	
	財務および 財産契約	計算書類等（貸借対照表・正味財産増減計算書および財産目録並びにその付属明細書、事業報告およびその付属明細書、監査報告書	一般法 10 年 会社法 10 年
		寄附金に係る情報	
		効力の永続する契約に関する文書	
	人事労務	重要な人事に関する文書	
		職員との協定書	
10 年	法人	行政庁等からの重要な文書	
		理事会・評議員会等の開催に関する文書	
		専門委員会等に関する文書	
		会員の入退会、会費等の入金等に関する文書	
		役員の就任、報酬等に関する文書	
		起案書（永久とされる文書を除く）	
	財務および 財産契約	会計帳簿、会計伝票	税法 7 年
		証憑書類	税法 7 年
		満期又は解約となった契約に関する文書	
	人事労務	職員の任免、報酬等に関する文書	
		委嘱等による有期契約職員の名簿・履歴書等	
7 年	特定個人情報	所管法令で定められた個人番号を記載する書類等	所管法令に定められた年数
5 年	法人	各種委員会に関する文書	
	財務および 財産契約	事業計画書、収支予算書	
		事業報告の届、資金調達及び設備投資の見込書	公益認定法 5 年
		財産目録、役員等名簿、報酬等の支給基準	一般法 5 年
		税務に関する文書（前出の書類を除くもの）	税法 5 年
		軽微な契約に関する文書	
		会計事務に関連する軽微の資料類	

	人事労務	役職員の採用・退職・賞罰に関する文書	
		職員名簿、履歴書、住民票記載事項証明	
		雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等	雇保規4年
		雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿	雇保規4年
		賃金台帳	労基法3年
		労働者名簿、採用・解雇・退職に関する書類	労基法3年
		労災保険に関する書類	労災規3年
		労働保険の徴収・納付等の書類	徴収規3年
		健康保険・厚生年金保険に関する書類	健保規2年
		雇用保険に関する書類	雇保規2年
1年	法人	業務遂行に必要なその他の軽微な文書	
		住所・姓名変更届	
	人事労務	出勤簿、休暇・遅刻・欠勤・早退届け	
		身分証明書（退職後1年）	

様式1「決裁伺書」

決 裁 伺 書				
起 案 事 業 部	担当統括部長（確認）		起 案 者（提案）	
起 案 日				
年 月 日				
稟 議 事 項				
稟 議 事 由				
稟 議 事 項 明 細 記 載 欄				
本 部 使 用 欄				
受 付 日	所見および指示事項			
決 裁 欄				
可 ・ 否	理事長	専務理事	常務執行役員	常務執行役員
決 裁 日				